

蒲郡市緑の基本計画（案）

2025 ▶ 2034

令和 7 年 3 月

目 次

第1回 策定委員会

第1章 緑の基本計画について.....	1
1 緑の基本計画とは.....	1
2 計画改定の背景と目的.....	1
3 対象区域・計画期間.....	1
4 対象とする緑.....	1
5 計画の位置づけ.....	2
第2章 緑の現況.....	5
1 蒲都市の概況.....	5
2 緑の現況.....	6
3 緑化に関する取り組み.....	10

第2回 策定委員会

4 市民アンケート結果.....	14
第3章 緑の分析・評価と課題の整理.....	19
1 現況の緑の分析・評価.....	19
2 前計画の進捗.....	29
3 緑をめぐる社会動向.....	35
4 緑に関する課題の整理.....	37

第3回 策定委員会

第4章 緑の将来像と基本施策.....	43
1 緑の将来像.....	43
2 基本方針と基本施策.....	45
第5章 緑化重点地区について.....	58
第6章 緑のまちづくりの実現に向けて.....	
1 緑のまちづくりの目標.....	
第7章 計画の推進と進捗管理.....	
1 計画の推進に向けて.....	
2 計画の進行管理.....	

第1章 緑の基本計画について

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく計画であり、都市の自然や地域の特性を把握した上で、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策などを定めることにより、都市公園の整備と併せて民有緑地の保全や都市の緑化を総合的かつ体系的に推進することを目的とした計画です。

2 計画改定の背景と目的

蒲郡市では、平成7（1995）年度に「緑の基本計画」を策定し、その後平成22（2010）年度の改定を経て、緑の豊かなまちづくりを進めてまいりました。改定から10年以上が経過しており、この間の社会経済状況の変化や都市緑地法の改正、上位計画である総合計画や愛知県広域緑地計画の見直しへの対応が必要となっていることから、これらを踏まえた計画の改定を行います。

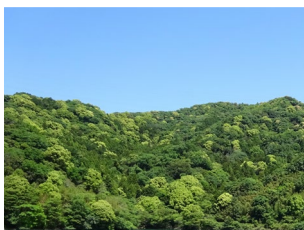
3 対象区域・計画期間

対象区域：都市計画区域（市域全体）5,696ha

計画期間：令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間

4 対象とする緑

本計画では、樹林や農地、河川・海岸等の水辺に加え、公園緑地や街路樹、学校等の公の緑や、住宅・工場・事業所等の民有地の緑を対象とします。



樹林の緑



農地の緑



河川の緑



海岸の緑



公園の緑



街路樹の緑



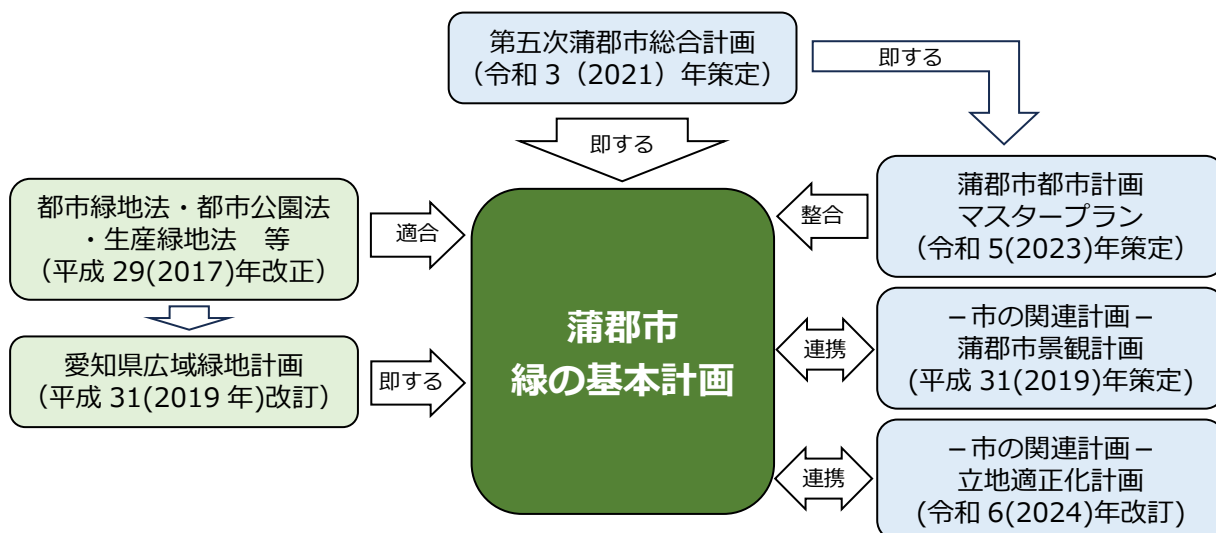
学校の植栽地



工業地の植栽地

5 計画の位置づけ

本計画は、市政の基本となる「蒲郡市第五次総合計画」に即するとともに、「蒲郡市都市計画マスタープラン」とも整合した内容とします。計画の実行性を高めるように緑に関連する計画との連携を図ります。



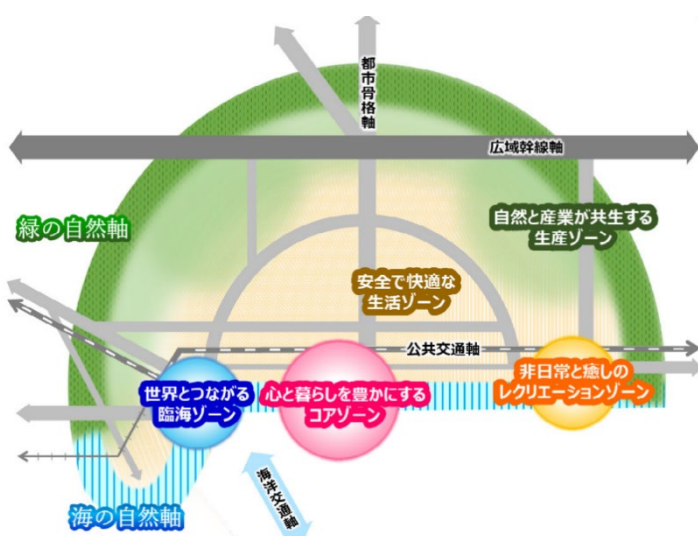
本計画は、関連計画における方針をふまえ、具体的な施策を定めるものです。

【第五次蒲郡市総合計画】 令和 3（2021）年 6 月策定

○第五次蒲郡市総合計画では、基本構想において「豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち ～君が愛する蒲郡～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けての視点や基本方針を空間的かつ概念的に表すものとして、将来都市構造を示しています。

【将来都市構造の概念図】

穏やかな三河湾と山並みからなる「自然軸」を土台として、蒲郡駅周辺の「心と暮らしを豊かにするコアゾーン」を中心に、まとまりのある各ゾーンが扇状に広がります。各ゾーンでは自然軸と調和した都市活動が行われ、「交通軸」によりつながり合うことで互いに影響し魅力を高め合っています。



【蒲郡市都市計画マスタープラン】 令和5（2023）年3月策定

○蒲郡市都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本目標の一つである「豊かな自然を感じながら安心して過ごせるまちづくり」の中で、『自然や文化的な地域資源の活用・保全』、『自然やまちなみと調和した景観形成』、『災害に対する安全確保』を掲げています。

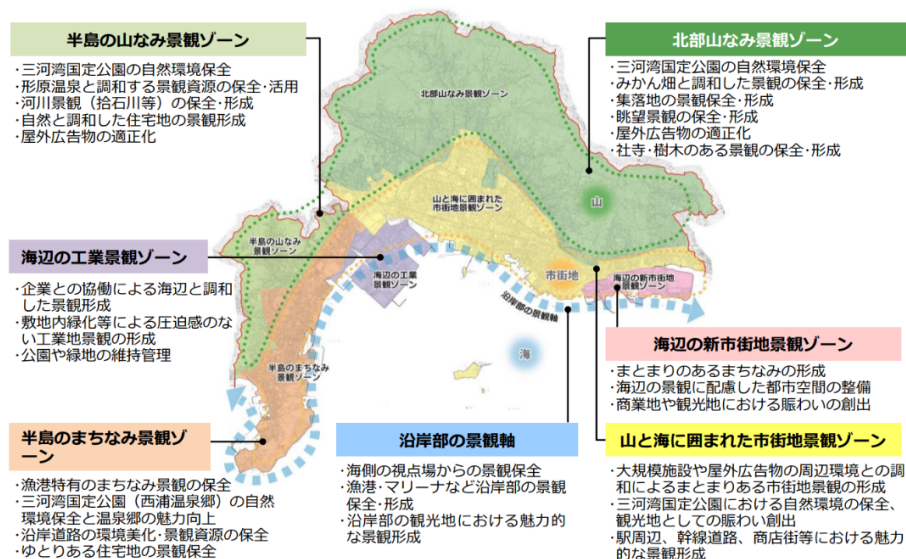
【将来都市構造図】

本市のまちとしてめざす姿や骨格を示すものです。大まかな土地利用の配置を「ゾーン」に区分し「森林ゾーン」「農地ゾーン」では現存する緑の資源の保全・整備を推進する一方、「臨海交流ゾーン」「観光・レクリエーションゾーン」では観光振興や三河湾に面する地域特性を活かした交流を促進するゾーンとして位置づけています。



【蒲郡市景観計画】 平成31（2019）年4月策定

○蒲郡市景観計画では、景観形成の基本方針として『豊かな自然環境と調和した景観づくり』『地域に息づく景観を継承する景観づくり』『豊富な景観資源・地形を活用した魅力を引き出す景観づくり』『人々の景観づくりの心を育てる取り組み』の4つを掲げた上で、下図のとおり、市域を6つの「ゾーン」と1つの「軸」に区分し、ゾーン別景観形成の方針を定めています。



第2章 緑の現況

1 蒲郡市の概要

(1) 位置・地勢

蒲郡市は、愛知県の南東部の東三河沿岸部に位置し、東側に豊川市、西側は西尾市・幸田町、北側は岡崎市に接しています。JR東海道本線が主要公共交通機関として機能しており、蒲郡・名古屋間を約40分で結んでいます。鉄道に加えて、国道23号バイパスなどの幹線道路で諸都市と結ばれ、東名高速道路へも容易にアクセスが可能です。

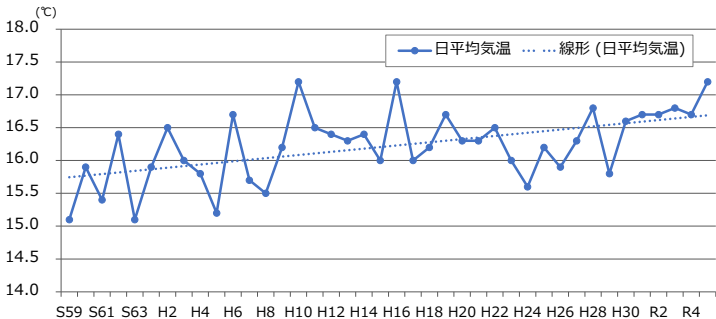


本市は、南側を三河湾に面し、北と東西の三方を五井山・遠望峰山・御堂山・三ヶ根山等の山地に囲まれた、風光明媚で温暖な地域です。

三河湾に面した低地に市街地が形成され、その周辺の丘陵地には温暖な気候を生かしてみかん等の果樹園が広がっています。また、市内には、温泉郷やマリンスライダー施設等が点在し、多くの観光客が訪れます。

(2) 気象

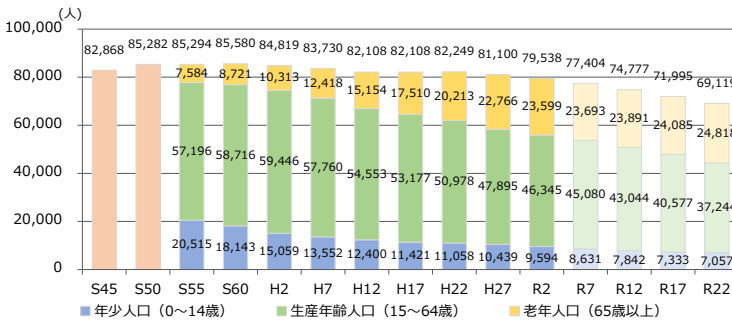
昭和59(1984)年から令和5(2023)年まで40年間の年ごとの日平均の気温の推移と傾向をみると、年により変動があるものの、上昇傾向にあります。



※線形(日平均気温)は日平均気温の推移を直線で近似したもの
資料：気象庁データ(気象庁HP：気象統計－蒲郡年ごとの値)より集計

(3) 人口の推移

本市の人口は、昭和60(1985)年をピークとし、以降は減少しています。また、年齢区分別にみると、年少人口や生産年齢人口は減少していますが、老年人口は増加しています。



資料：(R2以前) 国勢調査、(R7以降) 国立社会保障・人口問題研究所 (R5推計)

令和2(2020)年の全人口に対する老年人口の割合は29.7%と高齢化が進んでおり、人口減少、少子高齢化がさらに進行すると予測されています。

2 緑の現況

(1) 緑地の量

施設緑地^(※1)は市域全体で約 185.8ha あり、このうち約 110.7ha が市街化区域内に存在しています。

都市公園は市域全体で約 23.5ha で、平成 21 (2009) 年度以降に近隣公園 1 箇所、街区公園 6 箇所を新たに整備しています。

地域制緑地^(※2)は市域全体で約 2,782.7ha (重複分を除く) あり、大部分が市街化調整区域内に存在しています。

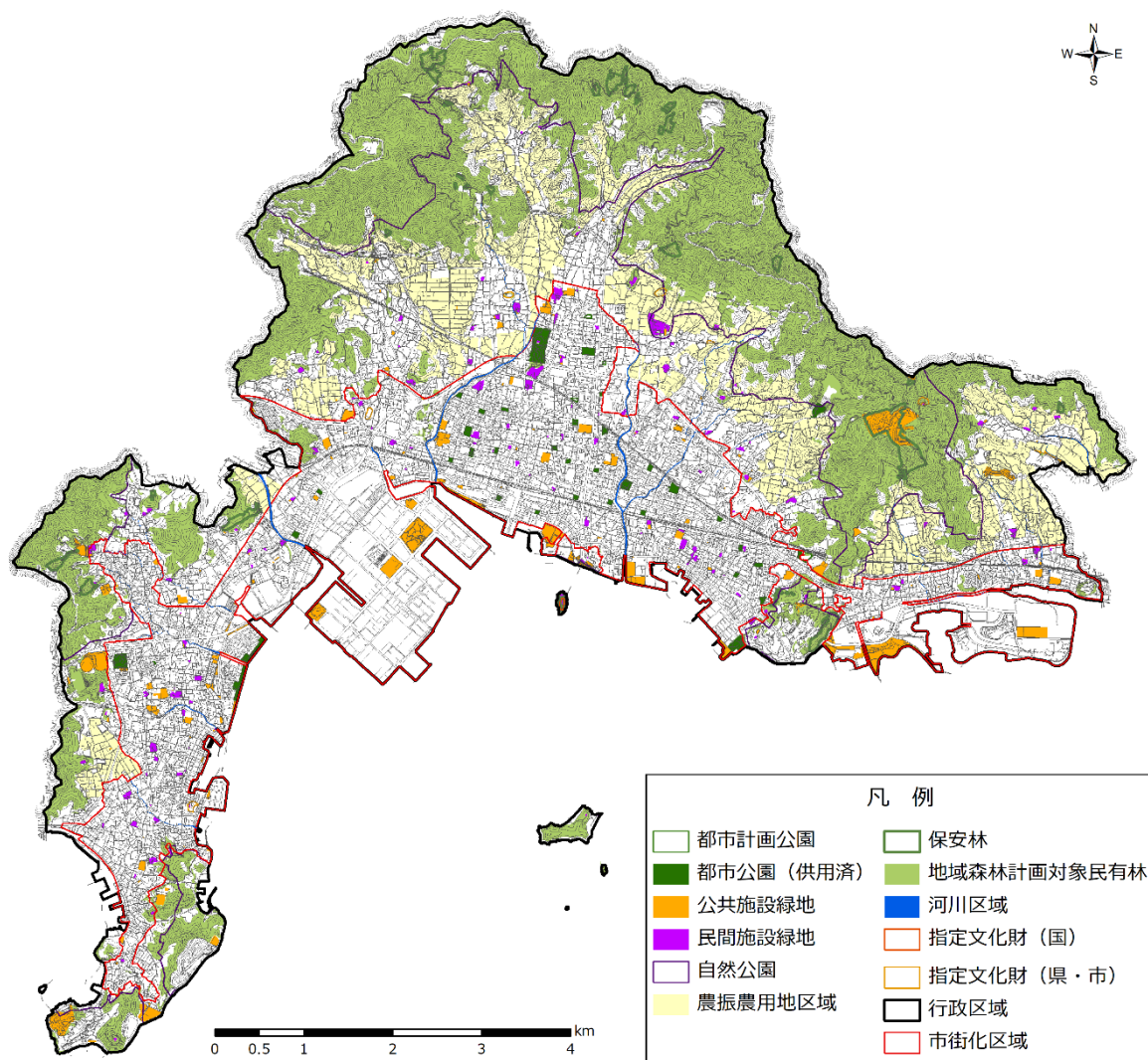


図 緑地現況図

※ 1 : 施設緑地 : 都市公園や、都市公園以外の公園緑地に準ずる機能を持つ公有地、民有地の緑地。

※ 2 : 地域制緑地 : 良好な自然環境などの保全を図るために、土地利用や開発を規制する目的で、一定の土地の区域を法律や条例などに基づき指定する緑地。

(2) 緑被の現況

市全体の緑被面積は約 3,307ha であり、緑被率^(※)は市域の約 58%となっています。内訳では、山林が最も多く、市域の約 34%を占めているほか、次いで果樹園が約 12%を占めており、これらを合わせると市域面積の半数近くとなります。

市街化区域における緑被率は約 19%で、前回調査時（平成 21（2009）年）と比べると約 3.6 ポイント下がっています。現在施行中の蒲郡中部土地区画整理事業地区内などで緑被地の減少が顕著となっています。

表 緑の現況量

	区 分	植栽地	草 地	山 林	田	畑	果樹園	水 面	緑被面積計	市域面積
令和 5 年度	面積(ha)	158.86	238.16	1,930.17	45.55	170.95	701.16	61.84	3,306.69	5,696.00
	比率(%)	2.79	4.18	33.89	0.80	3.00	12.31	1.09	58.05	—
平成 21 年度	面積(ha)	147.48	262.99	1,942.33	57.32	182.34	775.16	67.08	3,434.70	5,681.00
	比率(%)	2.60	4.63	34.19	1.01	3.21	13.64	1.18	60.46	—

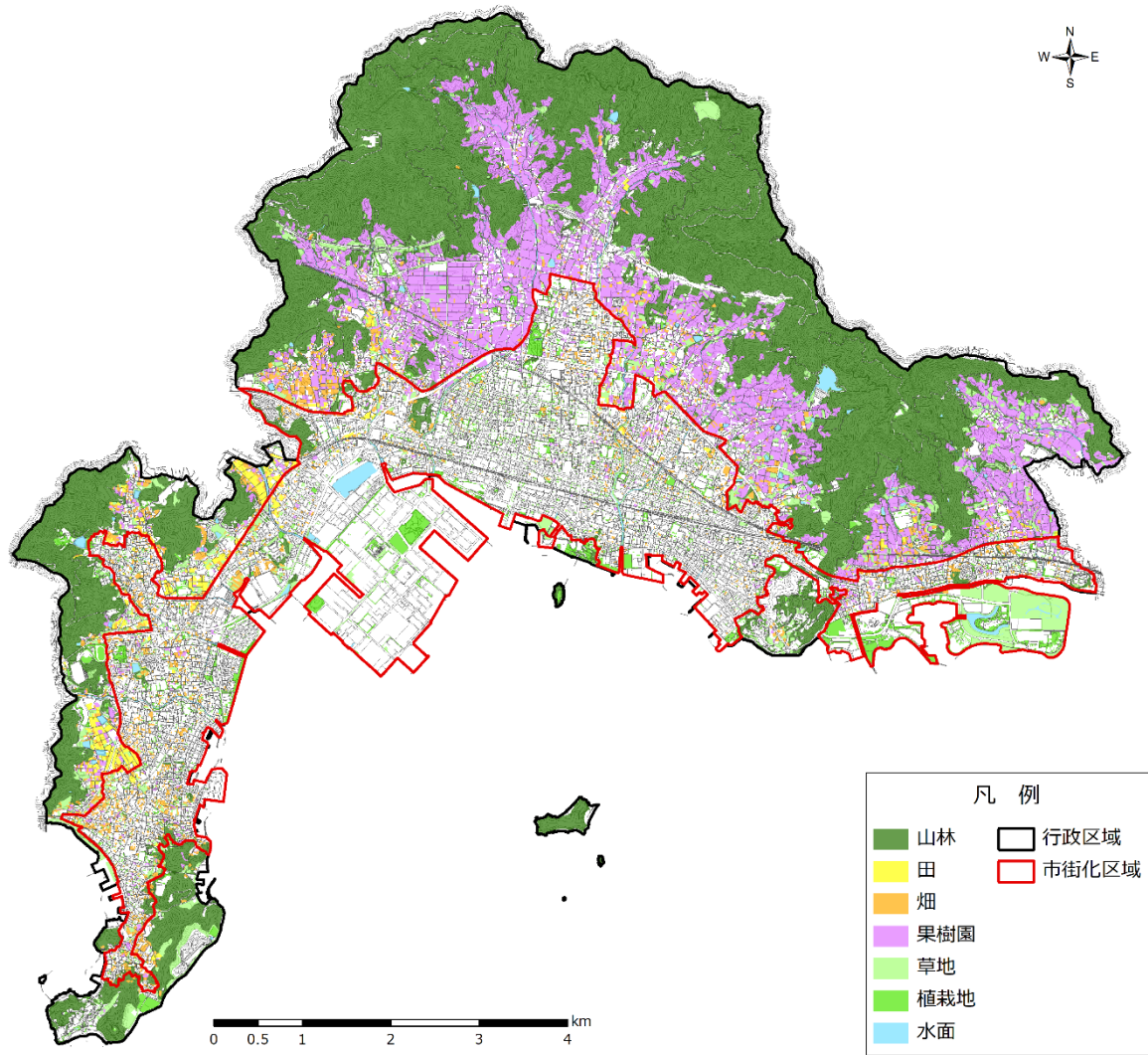


図 緑被現況図

※緑被率：緑の総量を把握する方法の1つで、航空写真等によって上空から見たときの緑に覆われている土地（＝緑被地）の割合。なお、対象とする緑は樹林だけでなく、農地や草地、水面を含めるものとする。
緑被地は、航空写真（令和4年度）による判読にて抽出し、土地利用境界等に合わせて補正作業を実施した。

(3) 都市公園の現況

都市公園は、土地区画整理事業等の市街地整備が実施された地域などに整備され、大塚、形原、西浦の各地区では身近に公園のない地域が広範囲に及んでいます。

こうした都市公園のない地域では、児童遊園地等が多く配置していますが、その規模は1,000㎡未満のものが多くなっています。

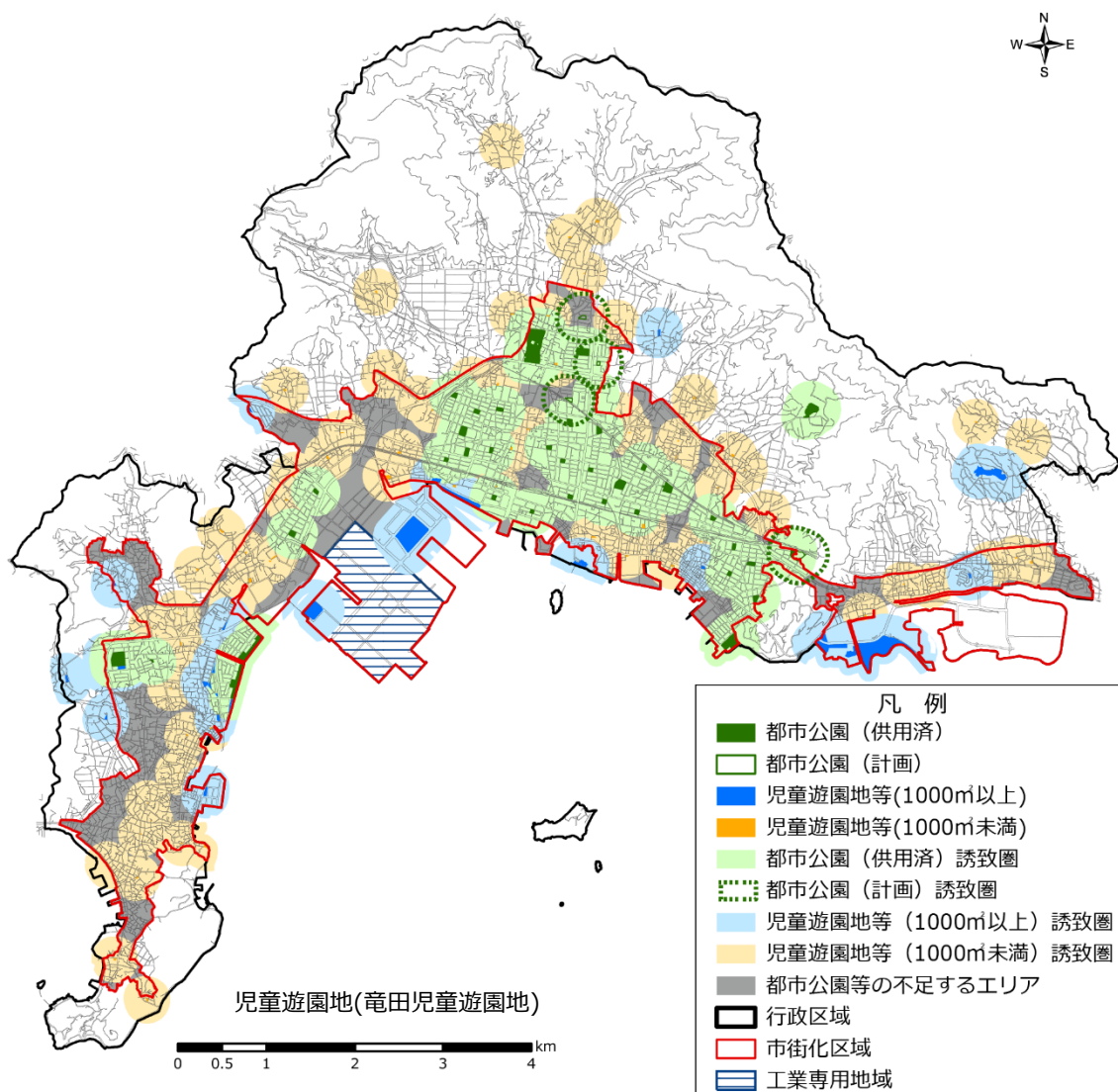


図 都市公園等の配置状況

注) 本図は、身近な公園の不足する地区を抽出するため、都市公園などの種別に関わらず、街区公園の誘致距離である250mに統一して誘致圏を表示。

都市公園以外では、街区公園と同等以上の機能を有すると見られる1,000㎡以上の児童遊園地等を対象とすることを基本にしつつ、1,000㎡未満のものについても参考に表記。(運動広場等は、事前予約が必要なことから対象外)

(4) 道路緑化の状況

市内の国道および県道や主要な市道、埋立地などでは街路樹が整備されています。

街路樹の樹種は、市役所通はイチョウ、オレンジロードやマリンロードはイチョウ、ケヤキ、クスノキの高木が植樹されています。近年、マリンロードにおいて中木のハナミズキに植え替えが行われています。

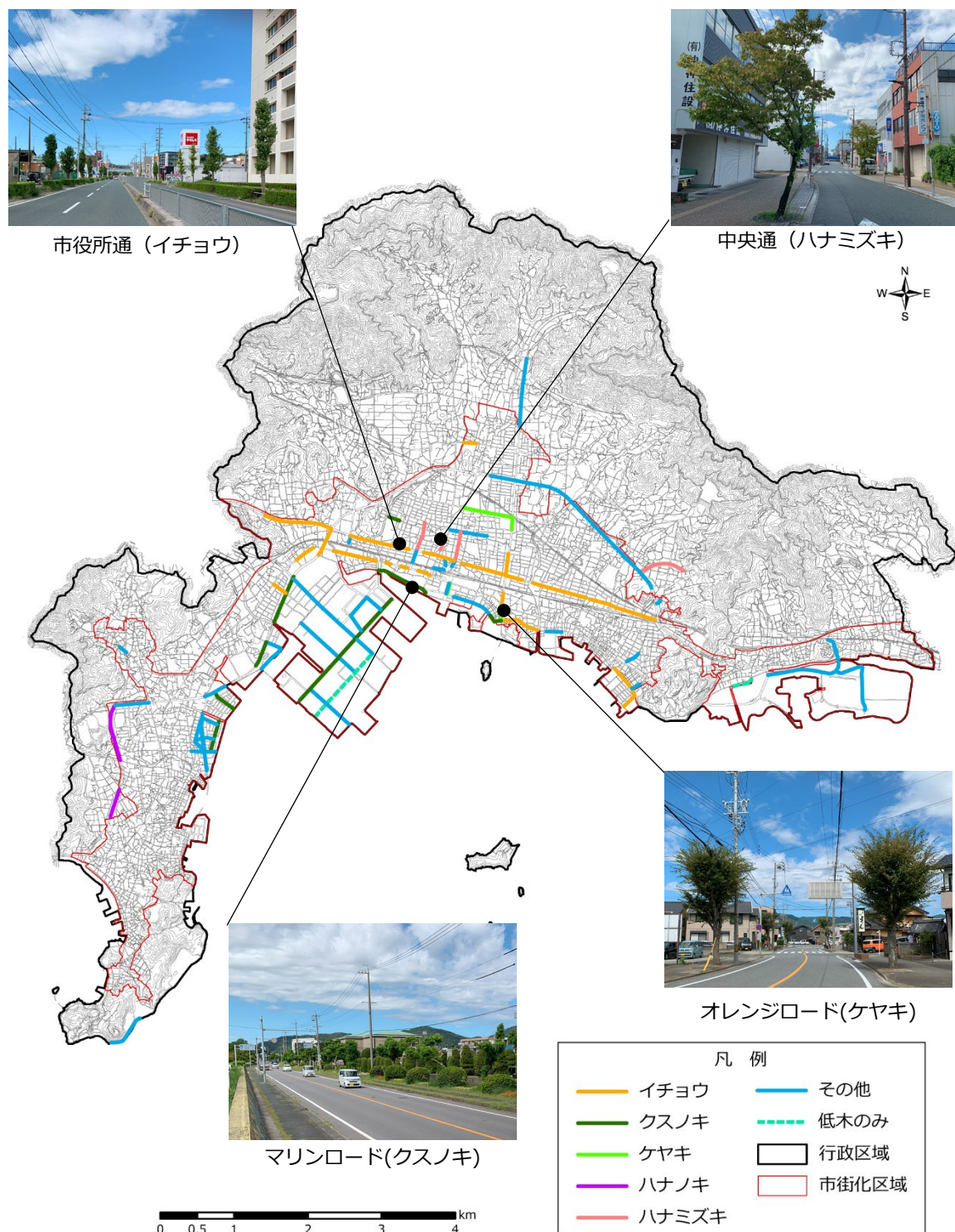


図 道路緑化状況

3 緑化に関する取組み

(1) 市民参加への取組み

①蒲郡市緑化事業助成金制度（緑の街並み推進事業）

本市では、愛知県が行う「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業として蒲郡市緑化事業助成金制度（緑の街並み推進事業）を新設し補助を行っています。この事業は、市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落で民有地の建物又は敷地の緑化を進める事業で、優良基準など必要な要件を満たすものを対象に、助成金を交付するものです。

平成 24（2012）年度以降の実績は右図のとおりで、毎年 1～3 件程度の申込があり、令和 5（2023）年度までに累計 1,571 m²の緑化が行われています。

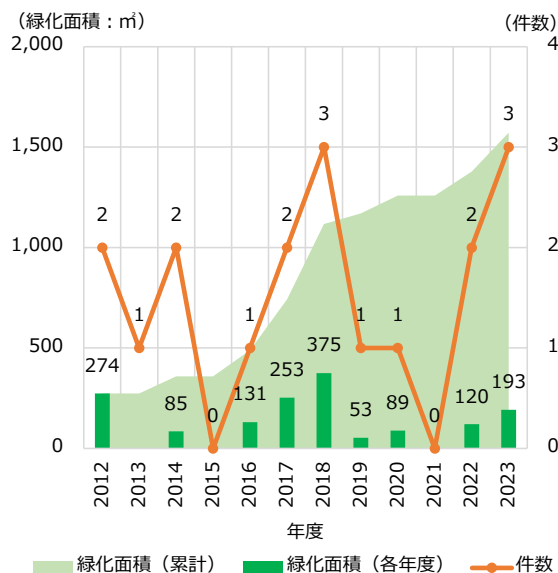


図 緑化事業助成金交付制度実績

【あいち森と緑づくり事業 ～都市緑化推進事業～】

市街地における緑の全体量が減少するなか、都市の緑の保全・創出・活用を一層推進するため、「あいち森と緑づくり税」を財源として、市町村等が行う取り組みを支援する県の事業



出典：愛知県建設部公園緑地課パンフレット

②蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）

アダプトプログラムは、市民（里親）がボランティアとして道路、公園等の公共施設（養子）の美化活動等を行ってもらうもので、市側はボランティア保険への加入や清掃道具の提供などのサポートを行っています。

令和5（2023）年9月時点において登録されている団体数は40団体、参加人数は延べ883人で、本制度を開始した平成19（2007）年から団体数、参加人数とも大幅に増加しています。

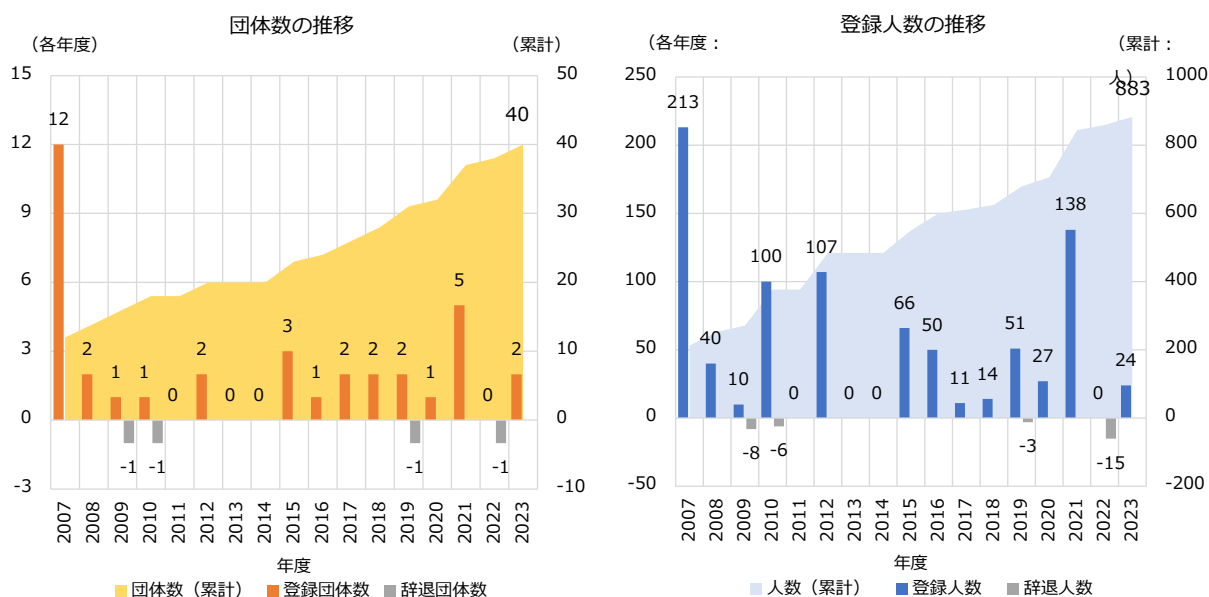


図 アダプトプログラム登録団体数・人数の推移

【アダプトプログラム】

アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、アダプトプログラムは「里親制度」と訳されます。

具体的には、市民やボランティア団体、企業などが「里親」となって、道路や公園等を自らの「養子」のように愛情をもって、定期的に清掃・美化などを行って面倒をみるやり方のことをいいます。市は、ボランティア保険への加入や清掃道具の提供といった、ボランティア活動のサポートを行います。

このように、市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めていく制度がアダプトプログラムです。



出典：蒲郡市 HP

③がまごおり市民企画公募まちづくり事業助成金

この助成金は、地域の多様な活動主体が公共の領域をともに担い合う「新しい公共」の考え方のもとに、自治会・市民活動団体が自主・自発的に行う「蒲都市のまちづくりに役立つ公益的事業」に対し、市民からの寄付を含めた「がまごおり協働まちづくり基金」から事業の経費を助成するものです。緑に関して、助成金の交付を受けた事業の例は以下のとおりです。

まずはやってみよう！ 「小学校と地域協働の畑づくり事業」＜小江まちカフェ＞



「地域子どもたちに声がかげづらい」「昔と比べたら地域のつながりが弱くなっているのではないの？」地域の役員経験者が地域活動の中で感じていました。

地域の人の顔と顔がつながるような場をつくろうと始まったのが小江まちカフェ。

がまなん畑は、小学校の中で使われていなかった畑を地域のおじさんたちと耕し、そこに児童も混ざって、自然と会話の生まれる場をつくっています。

出合いを大切にしながらお話しを聞き、「思った事をやってみる」を合言葉に地域の皆さんと楽しく行っています。

(平成 29 年度 はじめの一步部門)

まちの魅力を掘り起こす！ 「山での健康づくりと交流は五井山から」＜蒲郡山友会＞



「山での健康づくりと交流は五井山から」をテーマに五井山系を宮路山、本宮山のように多くの人に親しまれるような登山道にするための整備を行いました。

これまで、あまり活用されていなかった五井山南面の旧登山道をほぼ復活させ、立て札を設置しました。それによって歩く人が増えました。

ハイキング行事として巨木めぐりや五井山でお茶会を開催することで、五井山の魅力が伝わったと思います。

また、近隣の山登りの会や里山の会との意見交換をすることで、山道整備や活用についての課題が見えてきました。

(平成 25 年度 はじめの一步部門)

理想のまちをつくる！ 「花はまちを創る 未来へと！」＜がまごおり花フル会＞



観光交流立市である蒲都市を市民の力で花と緑あふれる、元気な楽しいまちへと環境を変えていくこと、市民交流、協働の場の提供になることを目的に、表玄関口である蒲郡駅南口北口広場にプランター花壇の設置をしました。

咲き誇る花々は、市民も観光に訪れる人々も温かい蒲郡の魅力に癒されると思います。

まちなかを花で美しくし、花のある暮らしが定着、浸透し潤いのあるまちをつくりまします。

1 人の力では何もできませんが、力の結集で、まちが変わっていく花の持つ不思議な癒し効果で、自分達も市民も訪れる人達も元気になるまちづくり活動になれたらと私達は思っています。

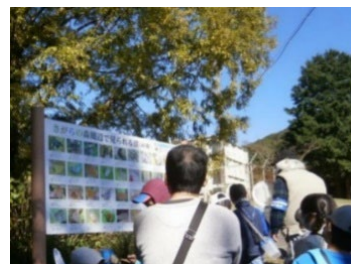
(平成 29 年度 ほとばしる情熱支援部門)

出典：蒲都市 HP

④緑に関するイベント等の開催

●自然観察会

里山の動植物と触れ合い、自然の良さを体験する場を提供するため、市では平成 15 (2003) 年度より自然観察会を実施しています。令和 3 (2021) 年度はさがらの森で行い、総勢 28 名の親子が参加しました。



出典：蒲都市の環境実態
(令和 5 年 3 月)

●森と海的环境講演会

市内の小学生に、森の生態系が川や海（三河湾）の生態系に影響を及ぼしていることを学んでもらうため、平成19（2007）年度より、毎年度1小学校を対象に森と海的环境講演会を実施しています。令和3（2021）年度は、西浦小学校にて対象者を4年生のみに絞り、2年ぶりに開催しました。



出典：蒲郡市環境実態
(令和5年3月)

●植樹祭（県民参加の緑づくり）

身近に緑を感じ、公園に愛着や関心を持っていただくことを目的に、「あいち森と緑づくり事業」を活用した植樹祭を公園の整備時などに開催しています。



表 植樹祭の開催状況

時 期	場 所	内 容
令和元年11月	水竹公園（新規公園）	地被類植物を市民と植樹
令和4年3月	新井形公園（新規公園）	地被類植物、芝生、低木を市民と植樹
令和5年3月	双太山公園（既設公園）	地被類植物を市民と植樹
令和6年3月	松前公園（新規公園）	地被類植物、芝生、低木を市民と植樹

●森の文化祭

市民が豊かな自然環境とふれあい、交流を深めるための活動として、市民団体が主体となり、さがらの森を中心に毎年「森の文化祭」を開催しています。令和6（2024）年4月に第23回森の文化祭が開催され、里山でのハイキングや木工体験、まき割り体験等様々なイベントが行われました。



●三河湾環境チャレンジ

海の生き物に親しみ、環境問題を考えるきっかけとなるように、平成17（2005）年より「三河湾環境チャレンジ」が行われています。大学や県水産試験場、竹島水族館等海に関係する様々な団体の協力のもと、小学校の環境学習の一環として実施されています。



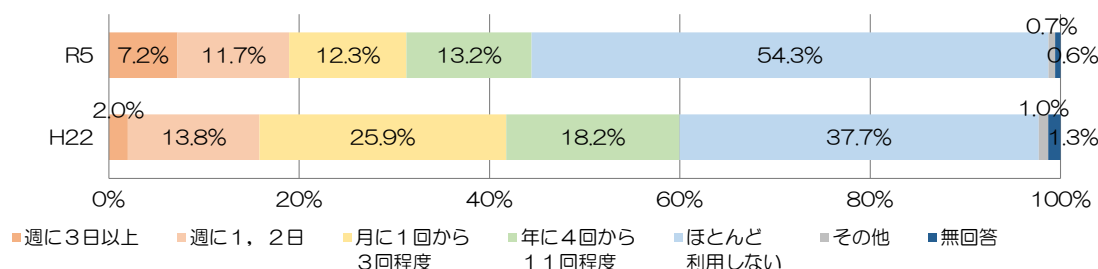
4 市民アンケート結果

(1) 調査概要

- 実施期間：令和 5（2023）年 10 月 30 日 ～ 11 月 17 日
- 調査対象：蒲郡市在住の 18 歳以上の方の中から 1,700 名を無作為に抽出
- 回収票数：707（回収率 41.6%）

(2) アンケート結果

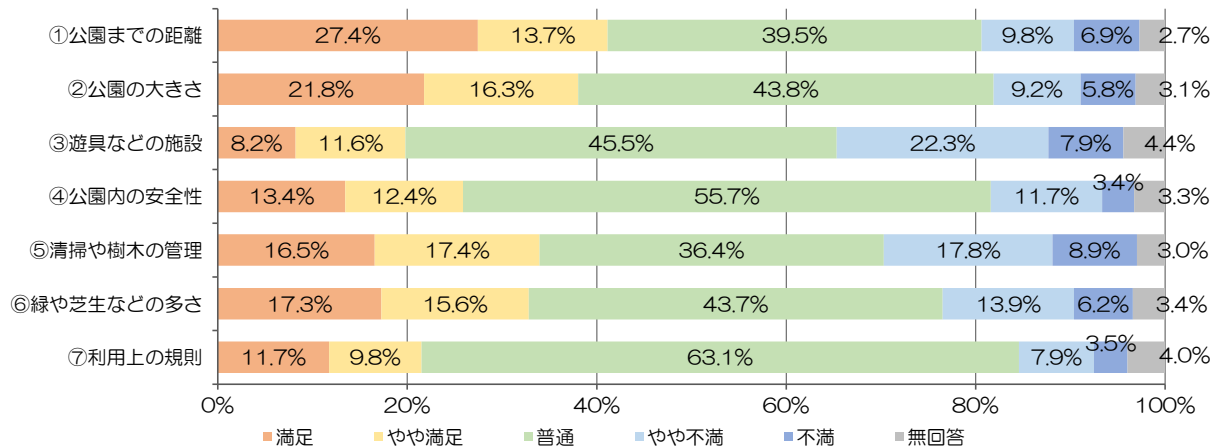
①公園・緑地等の利用頻度



「ほとんど利用しない」（54.3%）が最も多く、半数を超えているのに対し、週 1 日以上の利用者は 20%に達していません。

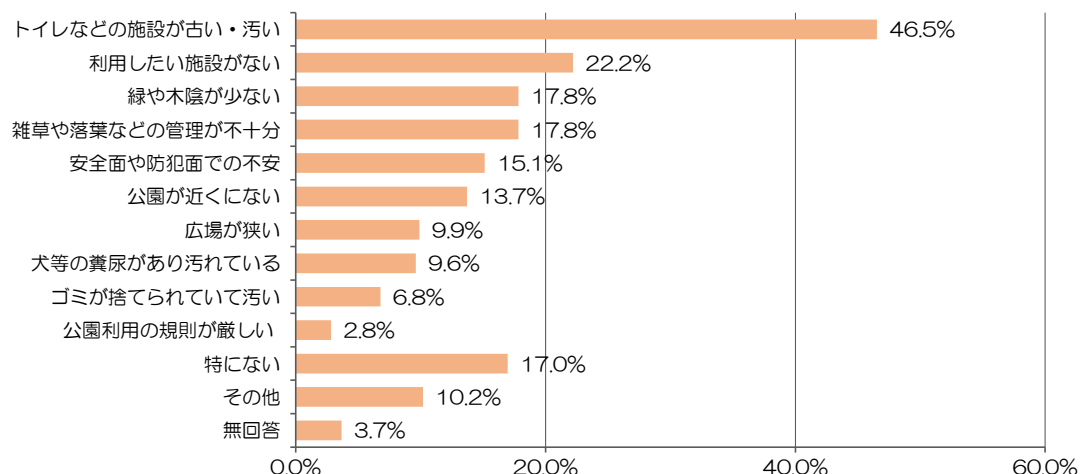
前回調査と比較では、月に 1 回程度以上の利用者が、前回調査の 41.7%に対し今回調査では 31.2%と 10 ポイントほど減少しています。また、「ほとんど利用しない」の回答が 37.7%から 54.3%と大幅に増加しています。

②市内の公園の満足度



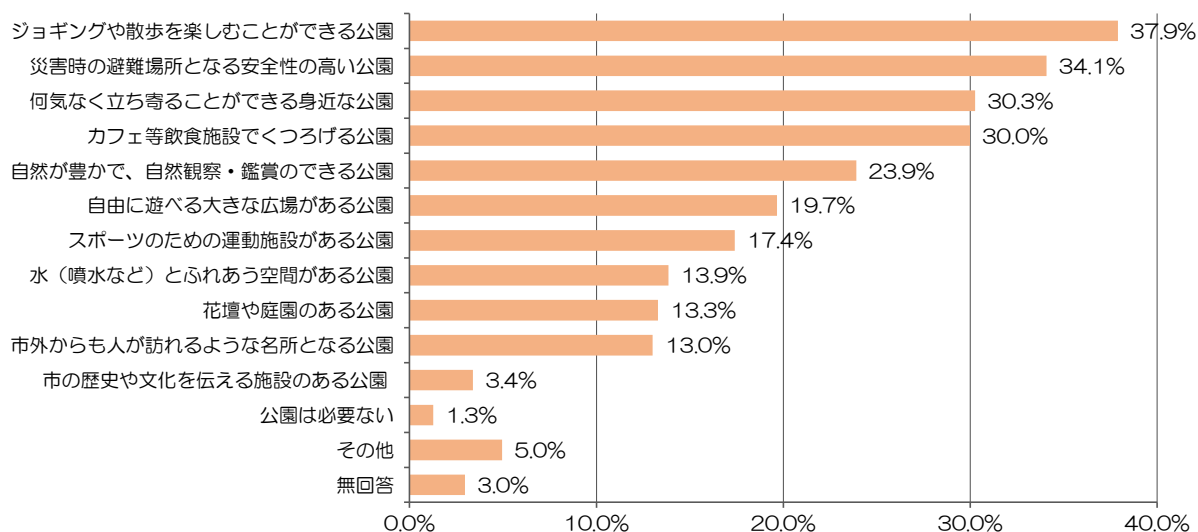
どの項目も「普通」が一番多い中で、「公園までの距離」、「公園の大きさ」に関しては、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が約 40%と比較的高いのに対し、「遊具などの施設」、「清掃や樹木の管理」に関して、約 30%の方が「不満」、「やや不満」と低調な結果になっています。

③公園に関する問題点・不満（※3つまでの複数回答）



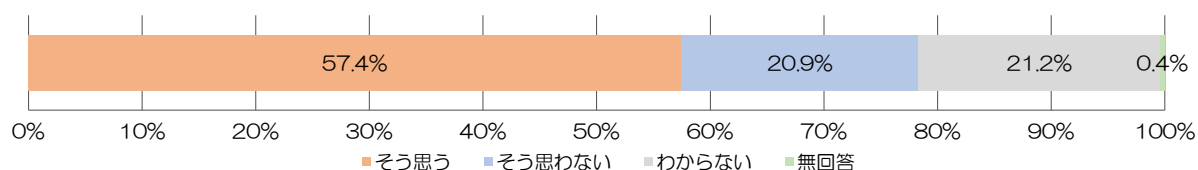
「トイレなどの施設が古い・汚い」（46.5%）や、「利用したい施設がない」（22.2%）といった公園施設に関する回答が多くあります。次いで「緑や木陰が少ない」（17.8%）、「雑草や落葉などの管理が不十分」（17.8%）など、日陰対策や管理面の充実に関する回答が多くなっています。

④今後、蒲郡市に必要と思う公園（※3つまでの複数回答）



多様なニーズが見られる中で、「ジョギングや散歩を楽しむことができる公園」（37.9%）や「何気なく立ち寄ることができる身近な公園」（30.3%）といった日常的に利用できる公園や、「災害時の避難場所となる安全性の高い公園」（34.1%）といった防災機能のある公園との回答が多くなっています。

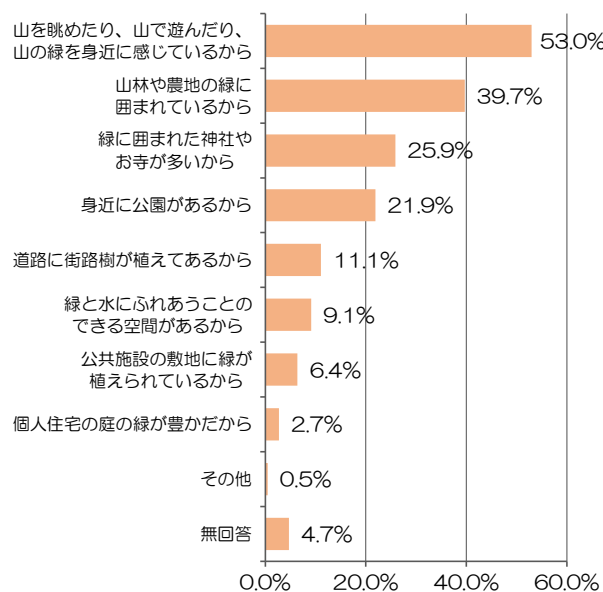
⑤蒲郡市は緑が豊かなまちと思うか



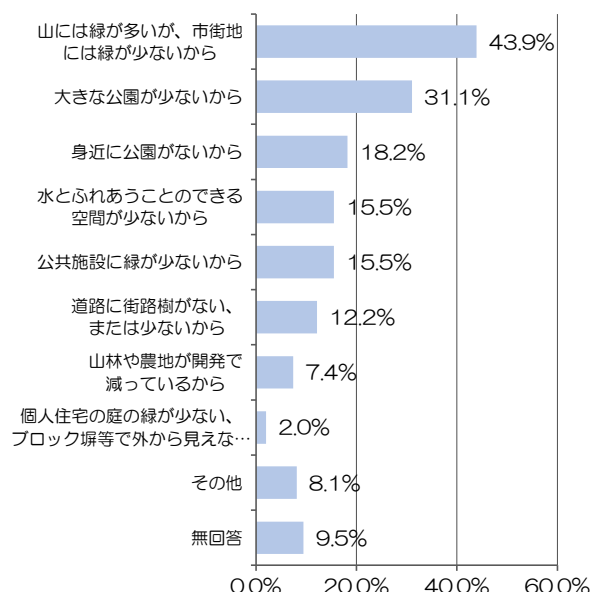
「そう思う」(57.4%)が半数以上で、「そう思わない」(20.9%)の倍以上となっています。

「緑が豊かなまちと思う」主な理由としては、「山を眺めたり、山で遊んだり、山の緑を身近に感じているから」(53.0%)、「山林や農地の緑に囲まれているから」(39.7%)の順に多く、山の緑に関する回答が多くなっています。

一方、「緑が豊かなまちと思わない」主な理由としては、「山には緑が多いが、市街地には緑が少ないから」(43.9%)が最も多く、次いで「大きな公園が少ないから」(31.1%)、「身近に公園がないから」(18.2%)と続き、市街地内の緑や公園が少ないという回答が多くなっています。

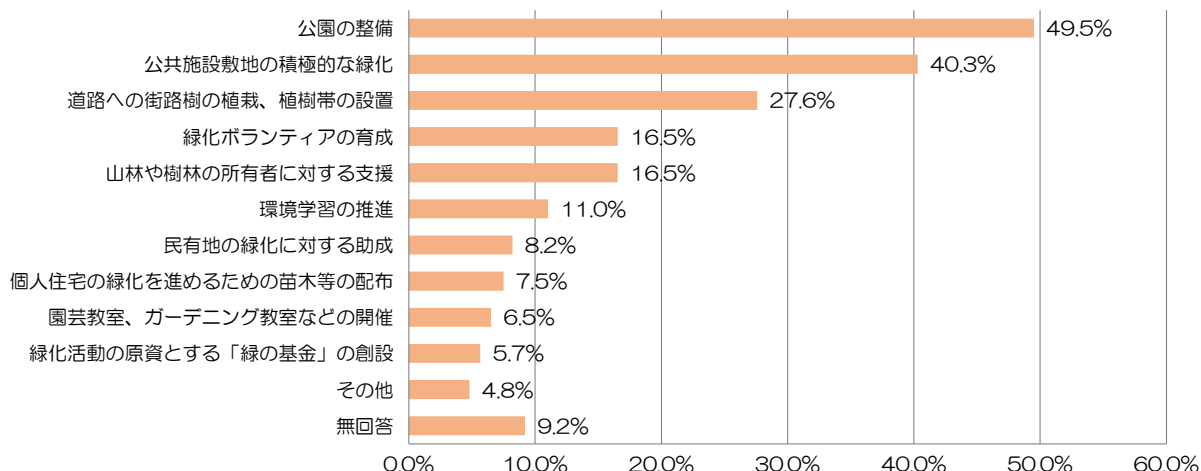


「緑が豊かなまちと思う」主な理由



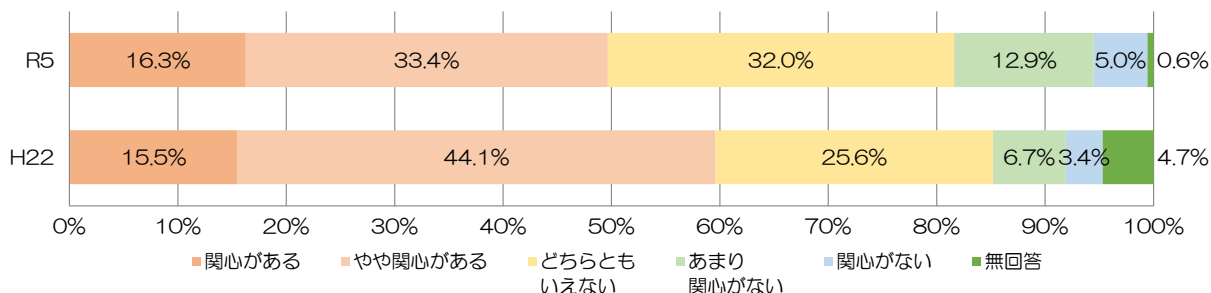
「緑が豊かなまちと思わない」主な理由

⑥緑を残すため、緑を増やすために必要な取組み（※3つまでの複数回答）



「公園の整備」（49.5%）が最も多く、次いで「公共施設敷地の積極的な緑化」（40.3%）、「道路への街路樹の植栽、植樹帯の設置」（27.6%）となり、行政による施設整備への取組みが求められています。

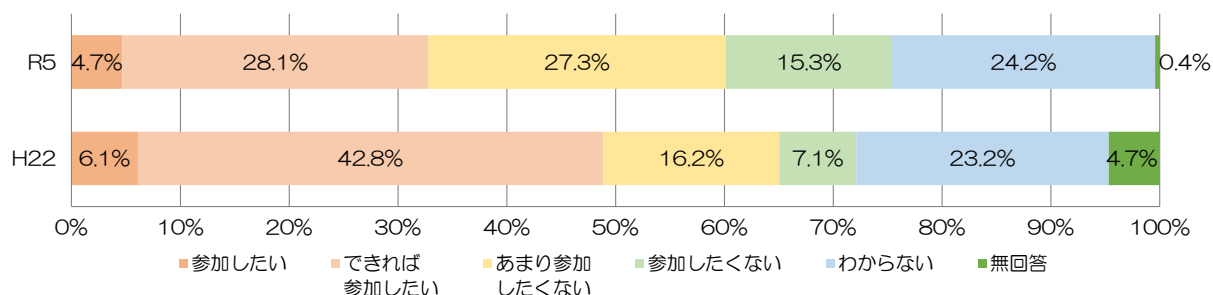
⑦緑を残したり、増やしたりする活動への関心



「関心がある」（16.3%）、「やや関心がある」（33.4%）を合わせると約半数の49.7%となり、緑に関する活動に関心がある割合が高くなっています。一方、「あまり関心がない」（12.9%）、「関心がない」（5.0%）を合わせた関心がない回答者の割合は20%未満となっています。

前回調査と比較すると、「関心がある」「やや関心がある」の合計が、前は59.6%であったのに対し、今回は49.7%と、10ポイントほど減少しています。また、「関心がない」「あまり関心がない」の合計が前は10.1%であったのに対し、今回は17.9%に増加しています。

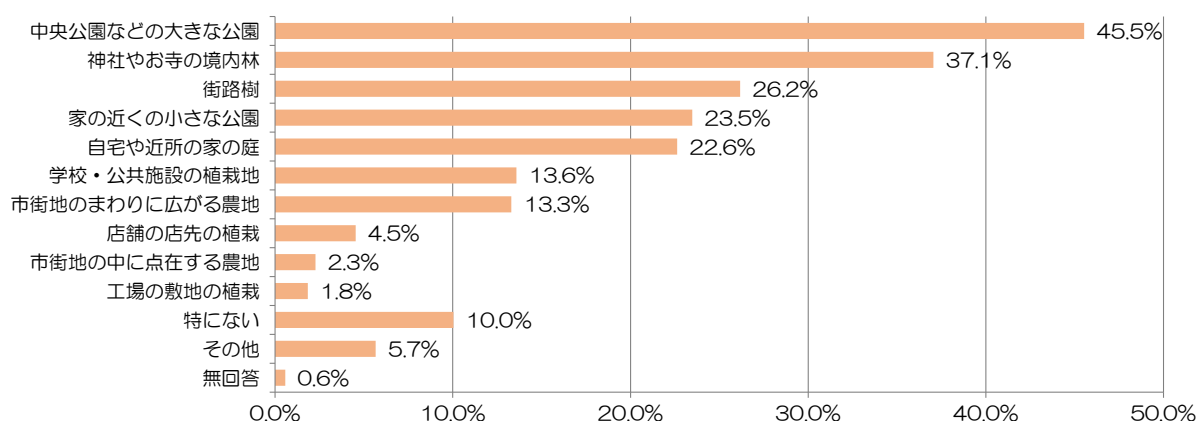
⑧緑を残したり、増やしたりする活動への参加意向



「参加したい」（4.7%）、「できれば参加したい」（28.1%）を合わせると 30% あまりで、緑の活動への関心に比べ、参加意向は低くなっています。また、「あまり参加したくない」（27.3%）、「参加したくない」（15.3%）を合わせると 40% 以上となり、参加意向がある回答より多くなっています。

前回調査と比較すると、「参加したい」「できれば参加したい」の合計が、前回は 48.9%であったのに対し、今回は 32.8%と、約 16 ポイント減少しています。

⑨市内で好きな緑（※ 3 つまでの複数回答）



「中央公園などの大きな公園」（45.5%）が最も多く、次いで「神社やお寺の境内林」（37.1%）、「街路樹」（26.2%）の順に多くなっています。また、「家の近くの小さな公園」（23.5%）、「自宅や近所の家の庭」（22.6%）といった身近な緑も比較的多くなっています。

第3章 緑の分析・評価と課題の整理

1 現況の緑の分析・評価

都市において緑地が果たしている機能は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つに大別されます。そこで、これら4つの機能別に、下表に示す視点に基づいて現況緑地を評価します。さらに、「緑の管理、市民参加」の視点を加え、本市の緑に関する特徴を整理します。

緑地の機能	対象とする緑	評価の視点
環境保全	都市の骨格となる緑地及び身近に存在する小規模な緑とオープンスペース 野生生物の生息地あるいはヒートアイランド現象などの環境負荷の軽減等の機能を持つ緑地	①都市の骨格を形成する緑 ②自然環境に恵まれた緑 ③農林業地を形成する緑 ④快適な生活環境を支援する緑 ⑤都市環境を維持・改善する緑 ⑥歴史的風土を継承する緑 ⑦多様な生物が生息する緑
レクリエーション	日常や週末のレクリエーション活動に利用される緑地	①自然とのふれあいの場となる緑 ②広域的なレクリエーションの場となる緑 ③身近なレクリエーションの場となる緑 ④ネットワークを形成する緑
防 災	災害の防止に役立つ緑地 災害時における避難路、避難地となる緑地 都市公害の緩和に対処し得る緑地	①自然災害の軽減に寄与する緑 ②人為災害の軽減に寄与する緑 ③避難路、避難場所として機能する緑
景観形成	郷土景観を構成する緑地 市街地内のランドマーク、シンボルとなるような緑地	①郷土の景観を形成する緑 ②地区の景観を支える緑 ③眺望点となる緑 ④ランドマークとなる緑地 ⑤都市景観の向上に寄与する緑

参照：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」（日本公園緑地協会）

(1) 環境保全の視点による分析・評価

①都市の骨格を形成する緑

本市は、東西及び北側を御堂山から五井山、遠望峰山、三ヶ根山に至る山地に囲まれ、南側は三河湾に面しています。また、西田川、落合川、拾石川などの河川は、市街地を抜け、山地や丘陵地の緑地と海岸部の緑地を結ぶ緑の軸を形成しています。これらの緑地は、本市のまちの骨格を形成しています。

②自然環境に恵まれた緑

三河大島や竹島等の島しょの樹林、文化財・天然記念物や社寺境内地の緑、松島遊歩道・橋田鼻遊歩道一帯の自然海岸は、本市の価値を高める魅力的な自然を形成しています。

③農林業地を形成する緑

丘陵地に広がる果樹園等は、みかん、イチゴ等の生産基盤としてだけでなく、緑豊かな環境の維持に寄与しています。しかし、宅地化の進展や担い手の減少により果樹園を主に農地面積が減少しています。

④快適な生活環境を支援する緑

市街地に整備された都市公園、公共施設緑地（港湾緑地、児童遊園地等）、社寺境内地等は、市民に身近な緑を提供し、快適な生活環境の向上に寄与しています。

⑤都市環境を維持・改善する緑

市街地及び市街地周辺に島状に分布する里山林、農地や三河湾に面した海岸一帯からの冷涼な大気は、河川や幹線道路を通して市街地内をめぐり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境を改善します。

⑥歴史的風土を継承する緑

上ノ郷城跡、竹ノ谷城跡などの史跡や文化財と一体となった樹林地や社寺境内地の緑は、地域の歴史・文化を継承し、本市の歴史的風土を物語る要素となっています。

⑦多様な生物が生息する緑

山地の樹林や市街地及び市街地周辺に島状に分布する里山林、社寺境内地などの緑地、幹線道路の街路樹、河川、海岸の水辺は、多様な動植物の生息・生育、移動のための貴重な資源です。

対象となる緑地 評価の視点	山地の樹林	島しょの樹林	丘陵地の果樹園	市街地の里山林・農地	海岸の水辺	河川	都市公園	公共施設緑地	社寺境内地	文化財・天然記念物	街路樹
①都市の骨格を形成する緑	●		●		●	●					
②自然環境に恵まれた緑	●	●			●				●	●	
③農林業地を形成する緑			●								
④快適な生活環境を支援する緑							●	●	●		
⑤都市環境を維持・改善する緑				●	●	●					●
⑥歴史的風土を継承する緑									●	●	
⑦多様な生物が生息する緑	●			●	●	●			●		●

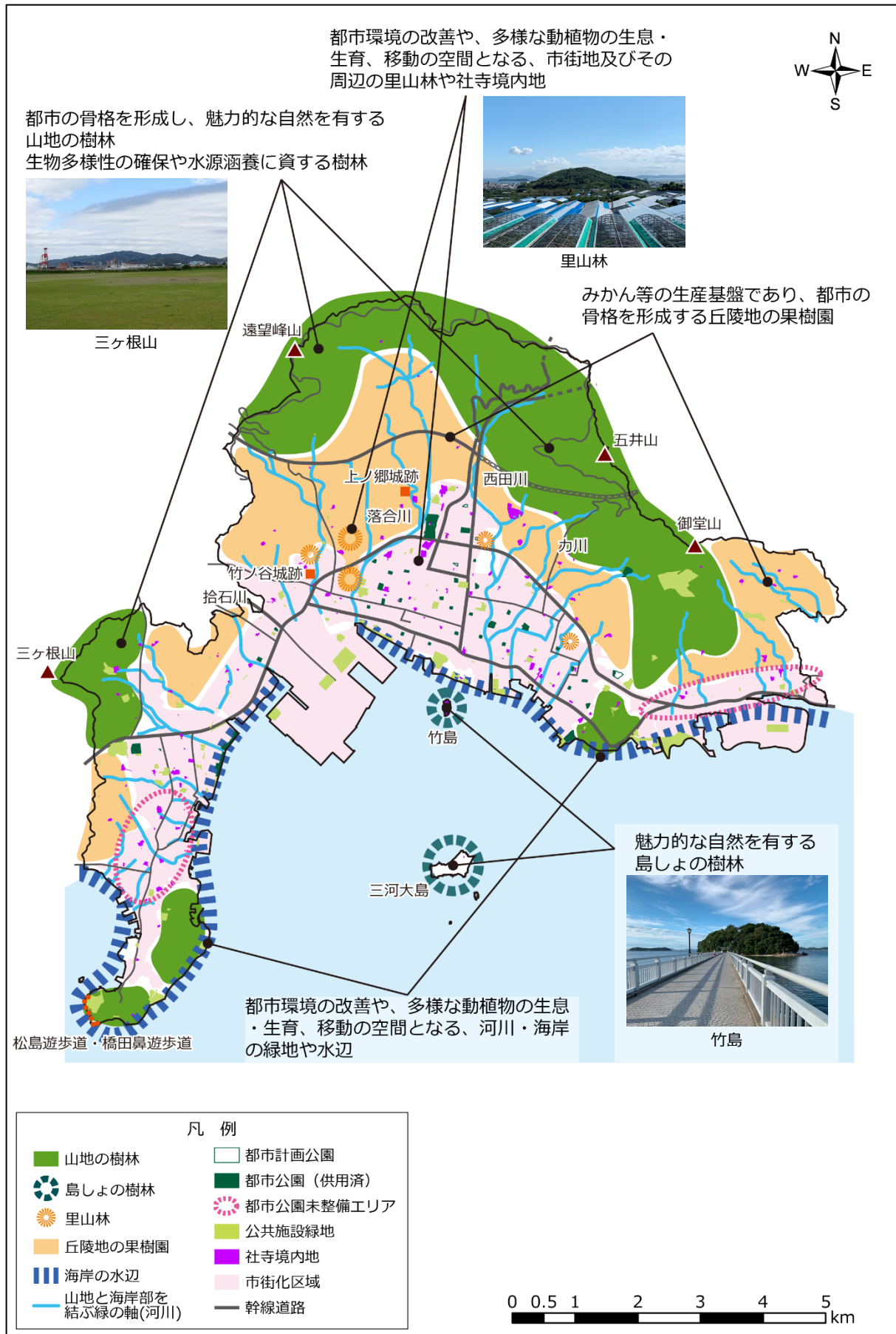


図 環境保全の視点による分析・評価の概要

(2) レクリエーションの視点による分析・評価

①自然とのふれあいの場となる緑

環境学習や自然とのふれあいに対するニーズが高まる中、景勝地竹島をはじめとする国定公園園地、中央公園等の森林や水辺と一体となった公園緑地、また三河湾沿岸の水辺等は、自然体験活動や自然観察会など、自然とのふれあいの場として活用されています。また、安全な“食”への関心の高まりや耕作放棄地の活用の観点から、市民農園は自然の恵みを感じる場として今後も活用が望まれます。

②広域的なレクリエーションの場となる緑

中央公園（地区公園）や、大塚海浜緑地、蒲郡緑地、公園グラウンド、とよおか湖公園、さがらの森は、休憩や運動など様々な目的で利用できる市民のレクリエーションの場として、市域の各所に配置されています。近年、一部の施設では、利用頻度が著しく低下しているものも見受けられ、改善が求められています。また、温泉郷に隣接する竹島園地、西浦園地、あじさいの里は、レクリエーションの場として市民や市外からの観光客等が訪れています。

③身近なレクリエーションの場となる緑

市街地内に整備された街区公園や近隣公園、児童遊園地等は、市民が歩いて訪れることができる身近な緑です。街区・近隣公園は、平成 21（2009）年以降に蒲郡蒲南地区をはじめとする土地区画整理事業等地区内に 7 公園が整備された一方、都市公園の整備が進展しない地域が存在します。供用開始から長い期間が経過し施設の老朽化が進んでいる都市公園も多くあり、安全確保や魅力向上のため、施設等の更新を計画的に行っていく必要があります。

④ネットワークを形成する緑

快適に歩ける遊歩道や広幅員の歩道等で公園緑地を結びつけることによって、各公園緑地の利便性を高めることができます。また近年、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したウォーカブルなまちづくりが進められていることから、街路樹などで緑化された幹線道路や海岸・河川の水辺の歩行空間を整備することによる快適性の向上が求められています。

対象となる緑地 評価の視点	規模の大きな公園緑地等						街区公園・近隣公園	児童遊園地等	国定公園園地	市民農園	海岸・河川の水辺	街路樹のある幹線道路
	中央公園	大塚海浜緑地	蒲郡緑地	公園グラウンド	とよおか湖公園	さがらの森						
①自然とのふれあいの場となる緑	●	●			●	●			●	●	●	
②広域的なレクリエーションの場となる緑	●	●	●	●	●	●			●			
③身近なレクリエーションの場となる緑							●	●				
④ネットワークを形成する緑											●	●

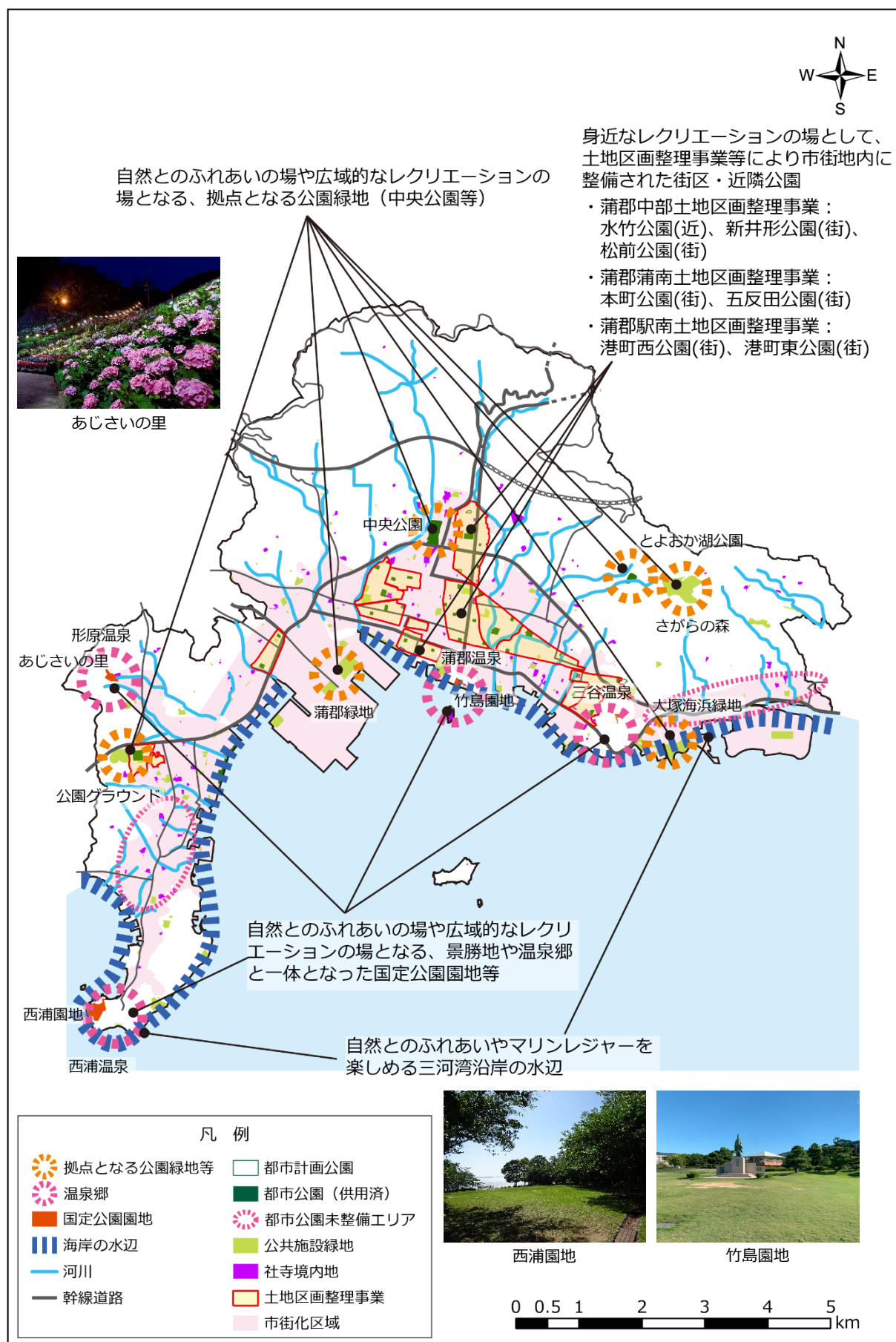


図 レクリエーションの視点による分析・評価の概要

(3) 防災の視点による分析・評価

①自然災害の軽減に寄与する緑

河川は、台風や集中豪雨などによる水害被害を軽減する上で重要な役割を果たしているため、河川改修等の防災対策を進めています。また、山地の樹林や丘陵地の果樹園、市街地内の農地等は、保水機能を有しており、水害被害を軽減する機能を有しています。近年、都市間を結ぶ国道 23 号蒲郡バイパスの整備によりインターチェンジ周辺の土地が農地以外の用途に転換することで、保水機能の低下が懸念されます。

②人為災害の軽減に寄与する緑

市街地での火災発生時において、公園や幹線道路、河川などのオープンスペースは、延焼の防止や遅延といった火災被害などを軽減する役割を有しています。古くからの街並みが残る地域では、これらのオープンスペースの確保が進まず、火災時に被害が拡大する恐れがあります。

③避難路、避難場所として機能する緑

小・中学校のグラウンドや都市公園は、震災など緊急時の避難場所として、安全を確保するための重要なオープンスペースとなります。一方で樹木の大木化、老朽化により、倒壊の発生が懸念されます。

対象となる緑地 評価の視点	山地の樹林	丘陵地の果樹園	市街地の都市公園	市街地の農地	小中学校のグラウンド	河川	緑化された幹線道路等
①自然災害の軽減に寄与する緑	●	●		●		●	
②人為災害の軽減に寄与する緑			●			●	●
③避難路、避難場所として機能する緑			●		●		●



図 防災の視点による分析・評価の概要

(4) 景観形成の視点による分析・評価

①郷土の景観を形成する緑

国定公園に指定される御堂山から三ヶ根山の山並みや丘陵地に広がる果樹園、竹島・三河大島等の島しょ、三河湾に面した海岸線は、本市特有の遠景を構成し、本市を代表する景観を形成しています。観光のまちとしての代表的な景観では、4つの温泉郷やラグーナ蒲郡地区があげられ、周辺の緑地を含めて魅力ある景観を形成しています。

②地区の景観を支える緑

清田の大クスや無量寺の大クスなど指定文化財と一体の緑地や社寺境内地は、地域の生活や文化に根ざした景観を構成する緑地として親しまれています。双太山公園、水竹公園等の都市公園、街路樹などで緑化された三河湾オレンジロードやマリノロード等の幹線道路、親水空間が整備された西田川や拾石川などの水辺は、各地区の緑の拠点を構成する緑地として、その地区ならではの景観を形成しています。

③眺望点となる緑

地形が多層的に変化する本市には、市街地や三河湾を一望できる眺望点が多く存在し、遠望峰山や三ヶ根山、竹島などからは、海や山並みを背景とした市街地を眺望することができます。

④ランドマークとなる緑地

竹島、三河大島等の島しょは、本市の景観のランドマークとなる緑地であり、市民や観光客に親しまれています。

⑤都市景観の向上に寄与する緑

市街地内の都市公園は緑の拠点として、街路樹などで緑化された幹線道路は緑のネットワークの軸として、まちなかに潤いを与え、都市景観の向上に寄与しています。

対象となる緑地 評価の視点	山地	島しょ (竹島、三河大島等)	丘陵地の果樹園	海岸線	河川	都市公園・緑地	温泉郷と一体の緑地	社寺境内地	指定文化財と一体の緑地	緑化された幹線道路
①郷土の景観を形成する緑	●	●	●	●			●			
②地区の景観を支える緑					●	●		●	●	●
③眺望点となる緑	●									
④ランドマークとなる緑地		●								
⑤都市景観の向上に寄与する緑						●				●



図 景観形成の視点による分析・評価の概要

(5) 緑の管理、市民参加の視点による分析・評価

①道路、公園等の美化活動等への市民参加

街路樹や街区公園等の身近な緑の維持・管理は、行政の対応だけでは困難な状況にあります。本市では、蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）等を活用し、地域住民との協働による美化活動や植栽の管理等を進めています。市民へのアダプトプログラム等の周知や、市民団体や民間事業者等多様な主体が参加できる管理体制の構築を引き続き進める必要があります。

②緑に関する活動への市民意識

市民アンケートの結果から、前回調査時より減少しましたが、依然半数以上が緑を残したり増やしたりする活動に関心ありと回答しています。その反面、参加意向については「参加したい」、「できれば参加したい」を合わせても30%あまりで、関心の高さに比べて低い割合となっています。緑の保全や維持管理については、市民の参加や協力が重要であり、緑に関する活動についての情報発信や市民が参加しやすい環境づくりが、参加意向の向上につながると考えられます。

③公園施設や街路樹等の管理

本市の都市公園は、供用開始から40年以上を経過した公園が多く存在し、施設や遊具等の老朽化が進みつつあります。施設の安全確保や公園の魅力向上のため、「蒲郡市公園施設長寿命化計画」（令和3（2021）年2月）を策定し、計画的な維持修繕、更新を進めています。

街路樹に関しては、歩道幅の減少や落葉によって排水口が塞がれるなど、歩行者や沿道住民の障害となる事例が発生しています。また、管理面において、剪定の時期や頻度が課題となっており、ときには強剪定により不揃いな樹形が形成されるなど、景観的に好ましくない状況も見られます。樹木の選定では、歩道幅や電線に支障が出ないように検討する必要があります。

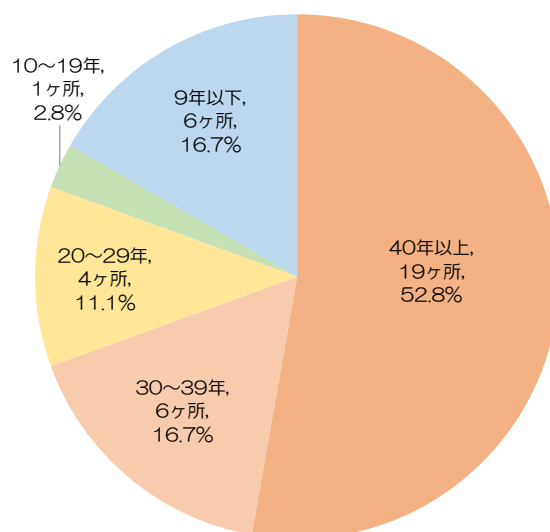


図 都市公園の供用年数別箇所数

2 前計画の進捗

(1) 緑のまちづくりの目標

前計画では、緑の将来像テーマ「青い海と豊かな緑で笑顔になるまち がまごおり」を実現するため、目標と指標を設定しています。

目標1：市街地の緑づくりを進め、まちなかの緑を豊かにします。

指標1：市街地の緑被面積

- 市街化区域及び市街地中心部の緑被面積は、ともに増加目標を設定しておりましたが、宅地化の進展に伴う農地の減少などにより減少しています。
減少した緑被面積は約 70ha となりますが、減少を防ぐ根本的な対策は難しいと考えられるため、今後は「使える緑」を整備し、良好な住環境の維持を図る必要があります。

		平成 22 年	目標（令和 6 年）	現況（令和 5 年）
市街化区域	区域面積	2,051ha	2,069ha	2,058ha
	緑被面積	463.26ha	482ha	391.45ha
市街地中心部	区域面積	280ha	280ha	280ha
	緑被面積	36.35ha	45ha	31.33ha

目標2：市民に親しまれる公園をつくります。

指標2：月1回以上利用している人の割合（公園の利用頻度）

- 月1回以上公園を利用している人の割合は、令和5（2023）年のアンケート調査では30%余りとなり、平成22（2010）年に比べ約10ポイント減少しており、目標に対しても約20ポイント下回っています。
- 新規公園の設計時にはワークショップやアンケートを実施し、近隣住民への聞き取りを行い、公園整備を進めてきた結果、新設公園の利用者は多いものの、既設公園では低下していると考えられます。今後、既設公園の遊具やトイレなど施設の老朽化対策や、樹木を良好な状態に保つことで改善が図れるものと考えています。

	平成 22 年	目標（令和 6 年）	現況（令和 5 年）
一般	41.7%	50%以上	31.3%
中学生※	35.7%		

※中学生向けのアンケート調査は、令和5年には実施していない

目標 3：市民・事業者・行政が協働で緑のまちづくりに取り組みます。

指標 3：蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）の団体数・会員数

- 蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）の活用状況をみると、平成 22（2010）年に比べ団体数は約 2.5 倍に、会員数は約 2.4 倍に増加し、令和 5（2023）年の現況値は目標を大きく超えてきています。しかし、会員の高齢化や活動参加率の低下等により、活動実績が乏しい団体も見られます。これらの対策として、より参加しやすい活動の場の検討や、参加者の若返りを図り活動の活性化を促すことが必要になります。

	平成 22 年	目標（令和 6 年）	現況（令和 5 年）
団体数	16 団体	40 団体	40 団体
会員数	363 人	600 人以上	883 人

(2) 基本施策の推進状況

前計画に掲げた基本施策の推進状況を精査します。

①「緑をいかす」ための施策

施策の方針	施策の方向	基本施策	推進状況	
水辺の保全・活用	①海辺の保全・活用	○自然環境に配慮した干潟・浅場づくり	実施中	・おおむね実施済、実施中であり、引き続き海辺の保全・活用に取り組んでいく。
		○親水性に配慮した護岸づくり	未実施(県事業)	
		○海辺の景観の保全・創出	実施済	
		○レクリエーション的利活用	実施済	
		○協働による海辺の環境づくり	一部実施	
	②河川・水路・ため池の保全・活用	○親水性や自然環境に配慮した河川づくり	実施中	・地域住民や市民団体等と協働による取り組みが進められている。
		○河川・水路沿いでの景観の保全・創出	一部実施	
		○ため池の環境保全・創出	実施中	
		○協働での水辺の環境づくり	実施中	
	③水質保全対策の実施	○自然浄化能力の回復	実施中(県事業)	・西田川、落合川など河床に砂利を入れ水質改善を図っている。
		○水質保全対策の実施	実施中	
農地の保全・活用	①農地の保全・活用	○営農環境の向上による農地の保全	実施済	・おおむね実施済、実施中であり、引き続き農地の保全・活用に取り組んでいく。
		○環境に配慮した農業の推進	実施中	
		○市街地周辺の農地の保全	実施中	
		○食育、地産地消の推進	実施中	
		○観光やレクリエーションとの連携による農地の利活用	実施済	
樹林の保全・活用	①まとまった山林・里山・島しょの緑の保全・活用	○保全のための地域制緑地制度の活用	方針のみ	・山林・里山等の保全・活用に取り組んでいるが、効果が発揮されているかは未検証。 ・樹山地の保全に関する取り組みは実施しているが、生態系への効果や影響について把握できていない。
		○里山保全活動への市民の参加	実施中	
		○生態系の保全・再生	未実施	
		○治山機能の保全	実施中	
		○林業の活性化による山林の保全	実施中	
		○山林の活用	実施中	
		○竹林化の防止・再生	実施中	
		○新たな都市づくりでの周辺環境との調和	実施中	
	②市街地に残る樹林地や社寺境内地の保全・活用	○市街地に残る樹木・樹林の保全	方針のみ	・「清田の大クス」の保全ボランティア活動が行われている。
		○協働による身近な樹木・樹林の保全活動	実施中	
		○文化財と一体となった緑の保全・活用	方針のみ	

②「緑をつくる」ための施策

施策の方針	施策の方向	基本施策	推進状況	
公園づくり	①特色ある公園づくり	○多様な生物生息の場としての公園の保全・整備	一部実施	・おおむね実施中。スポーツ施設・場所の拡充に伴い、維持管理費の増加や、老朽化した施設の更新費の増加が課題となっている。
		○スポーツ設備やレクリエーション機能の充実	実施中	
		○防災機能の充実	一部実施	
		○安全で安心できる公園づくり	実施中	
		○特色ある公園づくり	実施中	
		○大規模公園の魅力づくり	実施中	
	②身近な公園づくり	○都市基盤整備に合わせた新たな公園づくり	実施中	・公園整備や公園設備等の更新は、計画的に進められている。 ・公園設計時、ワークショップ等により利用者の意見を取り入れた公園づくりが進められている。
		○適切な公園の配置・整備	一部実施	
		○児童遊園などの見直しによる憩いの場づくり	実施中	
		○協働による身近な公園づくり	実施中	
公共施設での緑づくり	①公共施設での緑づくり	○モデルとなる緑づくり	一部実施	・個々の施設において、緑化等の取組みが進められているが、維持管理などの課題から拡大は図られていない。
		○緑の空間の確保	一部実施	
		○本市を象徴する緑づくり	実施中	
	②学校での緑づくり	○緑の学び場づくり	実施中	・小学校ではビオトープや環境学習など自然に慣れ親しむ取組みが行われている。
		○災害に備えた緑づくり	未実施	
	民有地での緑づくり	①住宅地での緑づくり	○住宅周りでの緑づくり	実施中
○地域での緑づくりに関する支援の充実			実施中	
②商業・業務地での緑づくり		○大規模施設敷地内での緑づくり	検討中	・あいち森と緑づくり事業による緑化活動への支援が行われている。
		○商店街での緑づくり	実施中	
③工業地での緑づくり		○工業地での緑づくり	実施中	・開発行為許可基準及び大規模行為届出により、緑地の確保が適切に行われている。
		○工業地内の空地での緑づくり	実施中	
④観光地での緑づくり		○観光地での特色のある緑づくり	実施中	・竹島園地を中心として緑地の保全活動が行われている。
		○ランドマークや眺望点での緑づくり	実施中	

③「緑をつなぐ」ための施策

施策の方針	施策の方向	基本施策	推進状況	
水と緑をつなぐネットワークづくり	①道路や河川による水と緑のネットワークづくり	○主要道路での水と緑のネットワークづくり	実施済	・国道247号など市内の幹線道路の整備は進みつつも、緑化整備は見送られ、ネットワークの形成に課題を残している。 ・一部の河川では緑化活動が行われているが、限定的なものにとどまっている。
		○遊歩道やサイクリングロードによるネットワークづくり	一部実施	
		○主要道路の一体的な緑づくり	実施中	
		○災害に備えた水と緑のネットワークづくり	実施中	
		○河川沿いでの水と緑のネットワークづくり	実施中	
	②観光地をめぐる水と緑のネットワークづくり	○道路や河川で観光資源をつなぐ水と緑のネットワークづくり	実施済	・海陽町など一部の区域で行われてきた。今後、東港まちづくりのなかで検討を進める予定である。
		○海辺の散策路づくり	未実施	

④「緑をはぐくむ」ための施策

施策の方針	施策の方向	基本施策	推進状況	
緑を愛する意識づくり	①緑を守るボランティアの育成	○緑を守るボランティアの育成	実施中	・アダプトプログラムへの参加団体は増加傾向にあるが、会員の高齢化等による活動機会の減少などが課題である。
	②緑の学び場づくり	○緑の学び場づくり	実施中	・小学校では、ビオトープ等を通じて、環境学習が進められている。
	③緑をはぐくむ場所づくり	○市民参加の場の充実	実施中	・市民活動への支援や、出前講座等啓発活動が行われているが、実施回数は限定的な状況である。
		○緑の保全意識の啓発	一部実施	
		○各種イベントの開催	実施中	
		○緑に関する情報提供、情報共有の活性化	実施中	
協働・連携による緑のまちづくり	①協働と連携による緑のまちづくり	○市民・事業者・行政の協働での保全活動	実施中	・公園設計の際、ワークショップ等の取組みは行っているが、公園整備時のみと限られている。 ・隣接市町との連携に関しては、具体的な進捗はない。
		○緑に関する話し合いの場所づくり	一部実施	
		○隣接市町との連携	未実施	
	②緑づくりへの支援の充実	○市民や市民団体などへの支援の仕組みづくり	一部実施	・広報などによる情報発信を行っているが、その効果は限定的と思われる。

3 緑をめぐる社会動向

(1) 多様化する住民ニーズへの対応

近年、市民の価値観の多様化が進み、自然環境に対する意識や自然とのふれあいに対するニーズが高まっています。また、市民アンケートでは、今後必要な公園として、日常的に散歩などを楽しめ、災害時には避難場所となる身近な公園のほか、飲食施設がある公園や自然豊かな公園などを求める意見も多く、公園に求める機能も多様化しています。このような要望や価値観の変化に対応し、住民ニーズに応えた公園の整備や、身近な緑の保全・活用などの取組みが求められています。

(2) 地域活性化に向けた交流人口の増加への対応

人口減少や少子高齢化が進む中で、地域活性化の方策の一つとして、交流人口の増加と、それに伴う商業、観光業の振興があげられます。観光のまちである本市は、広域的な集客性を持つ海洋性レジャー・レクリエーション施設等が多数存在し、これらの施設は交流人口の増加による地域活性化に向けた重要な資源となっています。

(3) 温暖化や生物多様性など自然環境を取り巻く問題への対応

温暖化や種の保存など地球規模での環境変化に対する市民の意識が高まる中で、脱炭素や生物多様性に関する取組みが全国で進められています。

脱炭素社会の実現に向けては、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」の取組みを進めるため、国では「GX実現に向けた基本方針」をとりまとめ、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を同時に実現するための方向性を示しています。

都市の生物多様性の確保に向けて、国では地方公共団体の取組みが重要として、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、地方公共団体による都市の生物多様性確保の取組みが一層推進されるよう働きかけています。

ヒートアイランド現象の緩和や多様な生物の生息・生育環境の確保に寄与する市街地内及び周辺の山林、農地、河川などの緑地の保全や緑化の推進が求められます。

(4) 激甚化する自然災害の防止・軽減に向けた対応

土砂災害や水害を防止する山林、災害時に避難場所となる都市公園、避難経路となる街路樹緑化された幹線道路、緩衝緑地や工場立地法に規定された緑地などのオープンスペースは、災害時における住民の安全確保のほか、被害の拡大や二次災害の防止等様々な役割を果たすと考えられます。このため、これら緑地の保全・整備を進め、災害に強いまちづくりが必要となっています。

（５）持続可能な社会の実現に向けた対応

平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGs では、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（意欲目標）と 169 のターゲット（行動目標）が掲げられており、緑の都市づくりの分野においても、その実現に向けて積極的に取り組んでいくことが期待されています。

人口減少に伴う税収減や高齢化に伴う扶助費の増加等により、市の財政運営は厳しい状況が続くことが予想される中、公園施設等の維持管理においては、限られた財源を効率よく配分し、戦略的、効果的に進めることが必要となっています。

（６）都市緑地法等の法改正への対応

様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法等が平成 29（2017）年に改正され、その中で掲げられている目標の実現に向けて、本市においても緑に関する取組みを進める必要があります。

令和 6（2024）年の都市緑地法等の改正では、民間事業者等による緑地確保の取組みに係る認定制度を創設するなど、民有地での緑地創出への支援を強化しています。

《都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の概要》



出典：国土交通省

4 緑に関する課題の整理

(1) 課題抽出の視点

本市は、山と海に囲まれた風光明媚な地域であり、第五次蒲郡市総合計画や蒲郡市都市計画マスタープランでは、豊かな自然や文化的な地域資源の保全・活用をまちづくりの目標としています。また、臨海部には温泉街やマリンレジャー施設等の観光・レクリエーション施設が数多く立地し都市の魅力を高めています。

しかし、近年では市街地開発等により樹林地や農地等の緑は減少を続け、担い手不足などにより管理が不十分な山林や遊休農地も増加傾向にあります。一方、土地区画整理事業が施行された市街地では公園整備が計画的に進められ、緑豊かな環境が整備されていますが、住宅が密集する既存市街地などではオープンスペースが少なく、公園等の用地確保が困難な状況にあります。

また、アダプトプログラムなどにより地域住民等の協力のもと、公園や街路樹等に関しては、適切な維持管理に努めているところですが、財政的な制約もあり十分に行き届いているとは言い難い状況です。このため、市民や民間事業者等と協働で活動できる環境整備が重要となっています。

これらのことを踏まえ、本計画の改定にあたり、前計画の基本理念である「緑をいかす」、「緑をつくる」、「緑をつなぐ」、「緑をはぐくむ」の4つの視点から本市の緑に関する課題を整理します。

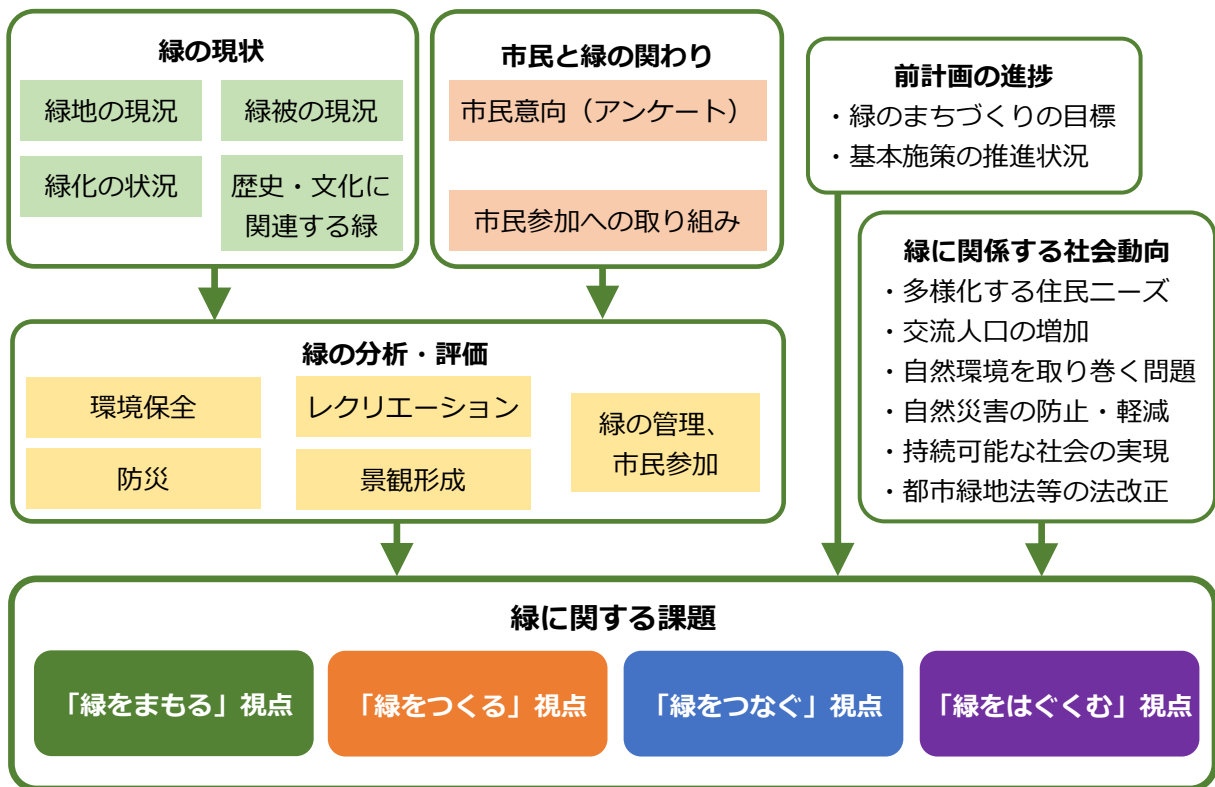


図 課題抽出の視点

(2) 緑に関する課題

『緑をまもる』視点からの課題

緑の分析・評価

- ・山地、丘陵地の樹林、果樹園等の農地は、本市の緑の骨格を形成し、生物多様性の確保や水源涵養などの機能も有し、緑豊かな環境の維持に寄与しています。
- ・市域の山林の面積は、平成 21 (2009) 年の約 1,942ha から令和 5 年には約 1,930 ha とほぼ変化なく、面積的には保全されています。
- ・市街地を流れる河川等は、山地と沿岸部を結び、市街地へ冷涼な大気を供給する機能を有しています。
- ・市域の農地(果樹園、田、畑)の面積は、平成 21 (2009) 年の約 1,014 ha から令和 5 (2023) 年には約 918 ha に減少しています。
- ・農業従事者の高齢化、後継者不足により遊休農地の増加が懸念されています。
- ・国定公園に指定される御堂山から三ヶ根山の山並みや竹島、三河大島等の島しょは、本市を代表する遠望景観を形成する重要な要素となっています。
- ・国道 23 号蒲郡バイパスの整備により、インターチェンジ周辺の土地利用が進み雨水保水機能を有する農地が減少しています。

前計画の進捗

- ・砂浜の再生や、河川改修の際に川底を石や砂利とするなど、海辺や河川の保全について部分的に進められています。
- ・農地や樹林の保全に係る活動に対して補助事業が実施されています。

緑に関係する社会動向・市民ニーズ

- ・温暖化や種の保存など地球規模での環境変化に対する市民の意識が高まる中で、脱炭素や生物多様性に関する取り組みが全国で進められています。
- ・アンケートでは、緑豊かなまちと思うという回答の主要因として、山地や農地を上げるものが多くあります。

- 遠望峰山をはじめ本市の山地や、三河湾に面した海岸の緑は本市の骨格であり、自然環境を維持するための重要な緑として保全を図る必要があります。
- 丘陵地の果樹園等の農地は、地域の景観を特徴づけるとともに、多様な生物が生息・生育し、人と自然との共生の視点においても保全が必要です。
- 西田川、落合川、拾石川などの河川は、多様な生物の生息・生育地であり、身近に自然とふれあえる貴重な地域資源として、保全する必要があります。

『緑をつくる』視点からの課題

緑の分析・評価

- ・市街地内の都市公園、公共施設緑地（港湾緑地、児童遊園地等）、社寺境内地等は、市民に身近な緑を提供し、快適な生活環境の維持・向上に寄与するほか、徒歩圏内のレクリエーションの場となっています。
- ・中央公園、大塚海浜緑地、蒲郡緑地、公園グラウンド、とよおか湖公園、さがらの森は、広範囲の市民を対象としたレクリエーションの場であるほか、森林や水辺と一体となった公園緑地は自然とふれあう場となっています。
- ・形原町、西浦町、大塚町等では身近に公園のない地域が広範囲にあります。
- ・景勝地や温泉郷と一体となった国定公園園地は、自然とのふれあいの場や広域的なレクリエーションの場となっています。
- ・4つの温泉郷やラグーナ蒲郡は、観光のまちとしての代表的な景観要素であり、周辺の緑地を含めて魅力ある景観を形成しています。

前計画の進捗

- ・月1回以上公園を利用している人の割合（指標2）は、令和5（2023）年のアンケート調査で30%余りであり、目標に対して約20%下回っています。
- ・区画整理地域内では計画的に公園整備が進められ、令和2（2020）年度に公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の更新が進められています。

緑に関する社会動向

- ・市民が公園に求める機能も多様化し、住民ニーズに応えた公園の整備や、身近な緑の保全・活用などの取り組みが求められています。

- 市民が日常的に利用する公園・緑地の整備と適切な施設更新を進め、利便性及び魅力の向上を図る必要があります。
- 身近な公園・緑地は良好な生活環境に欠かせない必要な施設であるため、都市公園の不足する地域では対策を講じる必要があります。
- 市街地内の緑は、都市環境の改善や災害時の被害拡大防止など多様な役割を果たしており、公共空間や民有地において引き続き緑化を進める必要があります。
- 自然的環境や景観への影響に配慮したまちづくりを行い、自然と調和した都市となるよう検討が必要です。
- 竹島から蒲郡駅にかけての一带やラグーナ蒲郡は、本市の観光交流の拠点として、さらなる魅力の向上が必要です。

『緑をつなぐ』視点からの課題

緑の分析・評価

- ・河川の水辺や緑化された幹線道路は、農地や海岸一帯からの冷涼な大気を運び、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境を改善する機能を有しています。
- ・良好な歩行空間を整備し、歩きたくなるまちなかの形成が求められています。
- ・竹島周辺など海岸の緑地・水辺は、自然とのふれあいの場を提供するとともに、市民や観光客に親しまれ、緑のネットワークにも寄与しています。
- ・幹線道路の街路樹は、避難地まで安全に移動できる経路としての機能を有しています。

前計画の進捗

- ・幹線道路の整備については順調に整備が進みつつあるが、緑化等に関して計画が見直されています。
- ・サイクリングロードの整備などによる海辺のネットワーク形成については未検討となっています。

緑に関する社会動向

- ・地域活性化に向けて交流人口の増加が求められており、広域的な集客性を持つ海洋性レジャー・レクリエーション施設等を活用した対応が必要です。

- 市外から本市への主要なアクセス道路では、緑化推進などにより、歩行の快適性の確保と魅力ある景観整備が必要です。
- 竹島周辺の海辺では、観光などレクリエーションの場として、より魅力を高めていくため、緑を結ぶネットワークの充実が必要です。

『緑をはぐくむ』視点からの課題

緑の分析・評価

- ・森林や水辺と一体となった公園緑地、三河湾沿岸の水辺等は自然体験活動や自然観察会など、自然とのふれあいの場として活用されています。
- ・緑に関する活動について、情報の発信や参加しやすい環境づくりが十分ではありません。
- ・街路樹や街区公園等は、維持管理に関する経費や人員の不足等はより行政のみでは十分な対応が困難な状況になりつつあります。
- ・都市公園では安全性や快適性の確保を行うため、公園施設長寿命化事業を進めています。
- ・平成 31 (2019) 年度に都市の魅力を高めるために、蒲都市景観計画を策定しています。

前計画の進捗

- ・アダプトプログラムは、平成 22 (2010) 年から約 10 年で、団体数は約 2.5 倍の 40 団体に、会員数は約 2.4 倍の 883 人に増加しています。
- ・環境チャレンジ等環境学習の取組みが進められています。

緑に関係する社会動向

- ・持続可能な社会の実現に向けて、公園施設等の維持管理においても、戦略的、効果的な対応が求められています。
- ・都市公園法や都市緑地法等が改正され、「公募設置管理制度 (Park-PFI)」が設けられるなど、民間の知恵や能力の活用により、公園の質や利用者の利便性の向上が求められています。

- 緑豊かなまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政で役割分担し、緑に関する情報提供や情報の共有を行い、協働・連携していく必要があります。
- 市民の緑への関心を高めるため、環境学習や自然体験活動等のイベントを継続・充実させることが必要です。
- 良好な都市景観を確保するため公園や街路樹等を状況に合わせて計画的に管理する仕組みづくりが必要です。